

高雄市写真展実施業務委託仕様書

1 業務の名称

高雄市写真展実施業務

2 業務の目的

令和6年に、和歌山市と高雄市が交流促進に関する覚書を締結した記念に両市で市民による写真展を相互に開催する。

両市の市民が撮影した写真を通じて、それぞれのまちの風景や日常の暮らし、文化、歴史、自然などを紹介し合い、市民レベルでの相互理解と交流の機会を創出することを目的とする。

写真展では「まちの風景」をテーマとし、和歌山市では高雄市民による写真作品約50点を展示し、一方で高雄市では和歌山市民の作品を展示する。両市の生活の一場面を写真という視覚的な手法で表現することにより、市民が互いの文化や価値観、風土に親しみを持ち、交流のきっかけとなることを目指す。

また、写真展の開催にあわせて、台湾文化に触れることができる集客イベントを実施することで、来場者にとって単なる作品鑑賞にとどまらず、体験的に高雄市の魅力に触れられる場とし、さらなる関心と理解を促すことを図る。これにより、観覧者が高雄市との文化的なつながりを感じ、将来的な市民交流や観光・経済分野での相互発展への礎となることを期待する。

このような国際的な文化交流の取り組みを通して、和歌山市民が多様な価値観に触れる機会を創出するとともに、都市間の友好関係をより強固なものとし、持続的な交流を促進することを本業務の目的とする。

3 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日

4 業務内容

受託者は、上記「2 業務の目的」を踏まえ、次に掲げる業務内容について実施し、本業務の目的達成のために十分な配慮及び工夫を行うよう努めること。また、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議の上、必要な措置を講じること。なお、特段の記載がない限り、必要となる経費は全て本委託料に含むものとする。

(1) 写真展の広報

①PR用ポスター（日本語・縦60cm×横40cm以上）、チラシ（日本語・A4サイズ）を制作・配布すること。

②新聞やSNS等による告知の実施

地元新聞・情報誌での広告掲載や、SNS及びWEB上での発信など和歌山市民に対する告知を行うこと。

(2) 写真展の開催

高雄市民から募集した写真50作品程度を展示する。

写真展概要

展示作品：高雄市民による写真50作品程度

展示期間：令和8年1月20日（火）～1月25日（日）

展示場所：和歌山城ホール1階 展示室

- ① 高雄市民から集めた50枚程度の作品をパネルにし、展示する写真展を開催すること。
- ② 写真は、データをA3サイズに印刷し、フレーム加工及びキャプションの取付けを行うこと。
- ③ 令和8年1月19日に会場設営を行い、1月25日中に撤収を行うこと。
- ④ 1日100人以上の来場を目標とすること。
- ⑤ 会場使用料は和歌山市が負担する。

(3) 写真展初日の開会式の実施

写真展に先立ち、開会式を実施する。

開会式概要

- ・日時：令和8年1月20日（火）10:00～11:00
- ・場所：和歌山城ホール1階 展示室
- ・主催：和歌山市
- ・来賓：和歌山市側関係者

- ①映像音響設備を手配すること。
- ②式典を祝賀する仕掛けを手配すること。
- ③会場使用料は和歌山市が負担する。
- ④司会は和歌山市職員が行う。
- ⑤その他必要な物品を手配すること。

(4) 集客イベントの実施

写真展開催期間中の土日に集客イベントを実施すること。

集客イベント概要

- ・日時：令和8年1月24日（土）～25日（日）のうち効果的だと考える時間帯
- ・場所：和歌山城ホール1階 展示室
- ・催し物を行うことで、展示会への集客を図り、来場者数を増やす

- ①映像音響設備を手配すること。
- ②催し物の演者を手配すること。
- ③総合的な演出を含め、集客イベントを実施すること。内容等については、発注者・受注者協議の上、

決定する。

- ④展示室の会場使用料は和歌山市が負担する。
- ⑤演者等の控えの別室を手配して負担すること。
- ⑥その他必要な物品を手配すること。

(5) データ納品

データをCD等に保存したものを成果物として2枚納品すること。

(6) 業務報告書の提出

業務が完了した後に、業務報告書をデータで納品すること。納期は令和8年3月31日とする。

5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 実施体制等

- ①業務着手前に、発注者との窓口となる業務総括責任者及び業務担当スタッフを専任し、発注者の承認を得ること。
- ②発注者との間で速やかに連絡が取り合える適切な連絡体制を構築すること。
- ③クレーム、事故等については、迅速かつ適切に対応し、発注者に漏れなく報告すること。

(2) 個人情報保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。その他個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

(3) 守秘義務

受注者は、契約の履行に際して知り得た秘密を、契約の存続期間、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏えいしないこと。

(4) 著作権等

- ①応募作品の著作権は原則として応募者に帰属する。ただし応募作品は、一時利用及び二次利用共に無償で本市が使用できるようにすること。
- ②その他の契約履行過程で生じた成果物の著作権は、原則本市に帰属する。

6 その他

- (1) 業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ本市の承認を受けた上で、他者に委託又は請負をすることができるものとする。ただし本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (2) この仕様書に定めのない事情が生じた場合は、発注者・受注者協議の上、決定する。
- (3) 本業務を行うに当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲で行う。